

公益財団法人の所管庁への届け出書類

理事及び監事の名簿

評議員の名簿

役員等の報酬の支給基準を記載した書類

公益財団法人しまね文化振興財団

公益財団法人しまね文化振興財団役員名簿

平成24年10月1日現在

役名	氏名	役職名
代表理事 (理事長)	藤岡大拙	学識経験者
代表理事 (専務理事)	仲田盛義	島根県職員OB
業務執行理事	勝部宏悦	事務局経営企画部長
業務執行理事	柳原博	島根県民会館館長
業務執行理事	村川修	いわみ芸術劇場館長
業務執行理事	本間恵美子	八雲立つ風土記の丘所長
理事	安部圭司	山陰中央テレビジョン放送(株)常務取締役
〃	河添達也	国立大学法人島根大学教育学部教授
〃	北島建孝	宗教法人出雲教代表役員
〃	若佐博之	前(株)山陰合同銀行取締役会長
監事	野田哲也	(株)島根銀行常務取締役
〃	福田龍太	公認会計士・税理士 (有)松江会計事務所取締役社長

公益財団法人しまね文化振興財団評議員名簿

平成24年10月1日

氏名	役職名
青山明弘	(株)山陰中央新報社文化センター総支配人
赤水照子	(財)しまね女性センター理事長
荒本弘美	島根県環境生活部文化国際課長
和泉敏太郎	NPO法人しまねバイオエタノール研究会理事長
勝部義夫	大田市文化協会顧問
木村和夫	松江商工会議所専務理事
杉原幸江	(社福)ほほえみ福祉会 吉田保育所長
田中恭子	島根県立大学総合政策学科准教授
蓮岡法暲	松江市文化財保護審議会委員
濱辺弘志	(株)エフエム山陰代表取締役社長
樋口忠三	島根県太鼓連盟会長
山根徳久	島根県市長会常務理事
山本 隆	島根県文化団体連合会副会長
米山道雄	出雲芸術アカデミー学長

公益財団法人しまね文化振興財団理事及び監事の報酬及び手当
並びに評議員、理事及び監事の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人しまね文化振興財団（以下「財団」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び手当（以下「報酬等」という。）並びに評議員及び役員に費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員勤務形態)

第2条 本規程において、常勤とは、財団を主たる勤務先として財団の業務に従事することをいい、非常勤とは常勤以外の場合を言う。

(報酬等)

第3条 理事及び監事には、その勤務形態に応じて、月額報酬及び通勤手当又は日額報酬を支給する。ただし、財団の職員である理事については報酬等を支給しない。

(報酬の額及び支給方法)

第4条 前条の理事及び監事に対する報酬の額は、別表の額の範囲内で評議員会において定める。

2 通勤手当の額は公益財団法人しまね文化振興財団給与規程（以下「給与規程」という。）による。

3 報酬等の支給方法については、給与規程による。

(旅費)

第5条 評議員及び役員には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、公益財団法人しまね文化振興財団旅費規程による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

附則

1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

別表

役員区分	理事		監事
	常勤	非常勤	
1人当たりの報酬額	年額 5,000千円	日額 5千円	日額 5千円

(通勤手当等を除く)